

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案への意見

法人・担当者名	日本生活協同組合連合会 渉外広報本部 渉外部長 伊藤治郎
所在地	東京都渋谷区渋谷3丁目29番8号
電話番号	03-5778-8105
FAX番号	03-5778-8120

[意見]

1. 貸付事業を行う地域生協の区域規制の緩和について

今回の改正は、地域のニーズに応じた、適切な区域設定を可能とするものであり、また特に、多重債務者の生活再建に関わる喫緊の課題の解決に寄与し、社会的要請にも応えるものであり、望ましいものと考えます。

都府県・市町村の「協力」が要件とされていますが、必要な区域で事業が迅速・円滑に実施できるような要件内容とすることが必要と考えます。

生協の区域に関わる制度について、厚労省の「生協制度見直し検討会」の報告書（2006年12月）の「区域規制の見直しに当たっては、経済政策的な規制は、合理的な範囲で緩和していくという基本的考え方」に沿い、今後も、必要に応じ見直しが行われることを望みます。

2. 会計慣行のしん酌規定の改正について

今回の改正については、合併の会計処理等に関して、協同組合としての特質を踏まえて行えるようにするため、従来の基本的な考え方は維持しつつ、文言の不一致による誤解を防止することを目的としたものとして理解しています。その内容については、合併を控えた生協が現実に存在する中で、実務的な混乱を防止するという見地から必要かつやむを得ないものと受け止めております。

この改正により「企業会計」という文言は法令上なくなりますが、当然ながら、生協の会計制度は、今日の生協の規模や社会的責任にふさわしいものであるべきと考えます。今後とも、国際会計基準や企業会計の動向を見据え、協同組合としての特質を考慮しつつ、そのあり方や具体的な規定の表現が引き続き検討されるべきと考えます。